

別記

一 吾亦事項  
 一 従来ノ紛糾ノ調査  
 二 過去一十年間ノ職工ノ収入  
 及労働時代表  
 三 時未収入問題ヲ公平ニス  
 ルコト  
 四 組合組合トノ關係  
 五 負債者手書問題  
 六 小牧職工長ハ工場内部ハ  
 田坂ヲ欠ク故令人ハ会社ニ  
 於テ引責辭職セウレドシ

一 田坂 吾亦事項  
 一 従来紛糾ナシハ会社トシテ無キモノト思フ  
 二 要亦速ク明示ス  
 三 時未収入ハ充分公平ニ為ス  
 四 組合欠ト無会社ニ於テハ在席マデル  
 カルキキキヤレ  
 五 目下負債者ハ司法事件ニ附セラレアル  
 六 以テ之レガ決定以テ会社ニ於テハ人地無  
 スルコト  
 六 小牧職工長ノ事ニ對シテハ諸君ノ算  
 俸ハナキモノト認メ



警視第一六〇號

大正一五年一月廿八日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿  
 逓信局長官 長谷 隆一郎 殿  
 京都大阪神奈川廣知兵庫  
 千葉埼玉山梨 各府縣長官 殿  
 東京地方裁判所 檢事正 殿

15.2.10  
 第 196 号  
 68

組合員對非組合員ノ軋轉ニ関スル件  
 府下渋谷町字下渋谷一、二八〇 所在日本無線電信電話株